

別紙2

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領

福島県木材協同組合連合会
平成18年 9月22日作成
平成18年10月 1日公表

第一 目的

本実施要領は、福島県木材協同組合連合会（以下「県木連」という）が平成18年5月24日に作成し公表した「違法伐採対策に関する福島県木材協同組合連合会行動規範」（以下「行動規範」という）で規定する「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定 実施要領」（以下「実施要領」という）の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」により、県木連の合法木材供給認定事業体（以下「認定事業体」という）として、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 本実施要領に基づく認定は県木連の会員を対象とする。
- 3 会員外の認定については次のいずれかによることとする。
 - ①県木連定款により加入手続きを行い、入会承認後に認定申請をする事業者。
 - ②合法木材認定事業体のみの認定申請をする事業者は、（別表1）で定める合法木材供給事業者認定にかかる経費を提出した事業者。

第三 合法木材供給事業者認定申請

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする会員事業者は、様式1で定める「合法木材供給事業者認定申請書」を、（別表1）で定める合法木材供給事業者認定にかかる経費とともに、単協を経由し、併せて単協は様式2で定める「合法木材供給事業者認定推薦書」を添付して県木連へ提出しなければならない。
- 2 本実施要領に基づく認定を受けようとする会員外事業者は、様式1で定める「合法木材供給事業者認定申請書」を、（別表1）で定める合法木材供給事業者認定にかかる経費を添えて県木連へ提出しなければならない。
- 3 合法木材供給事業者認定にかかる経費のうち、維持費は認定されなかった場合返納される。
- 4 申請受付期日等は次のとおりとする。

	受付期日	審査	認定	有効期間
第1次	4月末	5月中	6月1日	3年後の5月31日
2	7月〃	8月〃	9月1日	〃 8月31日
3	10月〃	11月〃	12月1日	〃 11月30日
4	1月〃	2月〃	3月1日	〃 2月末日

※ 但し、平成18年10月末受付分については、11月中に審査、認定することとし、有効期間は平成21年11月30日までとする。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 県木連は、本実施要領に基づく事業者の認定のため会長が指名する審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「合法木材供給事業者認定申請書」の内容について、本実施要領「第五 認定要件」及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定した上で申請者にその結果を通知する。必要がある場合は現地審査を実施する。
- 3 県木連は審査結果を申請者に通知するものとする。
- 4 認定番号
(例) 福島県木連 第001号
(認定順)
- 5 認定されなかった場合は別途通知する。

第五 合法木材供給事業者の認定要件

認定事業者は、次にかかる要件をすべて満たさなければならない。

(分別処理)

- ①合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という）とそれ以外の木材・木材製品（以下「非合法木材」という）」を分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ②入出荷、加工、保管の各段階において合法木材とその他の木材が混在しないよう分別管理の方法が定められていること。
(帳票管理)
③合法木材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
④関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。
(責任者の選任)
⑤本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第六 合法木材供給事業者認定書の交付及び公表

- 1 県木連は認定事業者に対して、様式3で定める「合法木材供給事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、認定番号、認定年月日を県木連のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材の出荷に当たって、納品書等に認定番号及び合法木材であることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、様式4とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、様式5で定める「合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告」により、合法木材の取扱等にかかる前年度分の実績を毎年6月末まで、県木連へ報告する。
- 2 県木連は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立ち入り検査

県木連は、必要に応じて、認定事業者による合法木材の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、県木連から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど県木連に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取り消し

1 県木連は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を県木連のホームページ等に公表するものとする。

- ①証明書の記載事項に虚偽があったとき。
- ②認定事業者から認定の取消申請があったとき。
- ③認定事業者が認定事業体の要件に適合しなくなったとき。

2 県木連は、認定を取り消したときは、様式6で定める「合法木材供給事業者認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

付則 この実施要領は、平成18年10月1日から施行する。